

宿泊施設の皆様へ

# 「新しい生活様式」に対応する 取組を支援します!

〔宿泊施設の反転攻勢  
基盤整備事業補助金〕

新型コロナウイルスに  
打ち勝つ!!

補助上限

250  
万円

補助率：1/2

宿泊施設が実施する、「新しい生活様式」に対応した事業展開や、感染拡大防止対策に必要な施設整備費等の一部を補助します

## 対象事業例

- 密を避けるための施設レイアウト改修
- 混雑状況表示システムの導入
- 自動精算機の導入
- 客室でのリモートワーク・ワーケーションに対応した設備導入
- フロント等へのサーモグラフィの設置
- 共用トイレの自動手洗い設備への改修
- 蓋付き洋式トイレへの改修
- 従業員への感染防止対策研修の実施 等

※左記は事業例であり、対象事業に合致するその他の事業の申請も可能です。

※補助対象となるかは申請内容を審査し決定します。

※令和2年4月16日  
以降に既に着手した取組  
についても遡って支援します!

申請受付期間

10月19日(月)～11月16日(月)

※当日消印有効

制度についての詳細は中面をご覧ください。

申請に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

〒753-8501 山口市滝町1番1号  
山口県観光スポーツ文化局インバウンド推進室

TEL 083-933-3230 FAX 083-933-3179

※お電話による受付は平日の9:00～17:00となります。

(HP) <https://www.oidemase.or.jp/news/reverseoffensive2020/>



## 補助対象事業

**「新しい生活様式」に対応した  
事業展開や感染拡大防止対策**の取組であって、  
反転攻勢のための基盤整備に資する事業

### 対象事業例

#### 密を避けるための施設レイアウト改修

- 食事会場等の間仕切り、個室化
- 共用の椅子やテーブル等を一人用に変更

#### 新しいニーズへの対応

- 客室でのリモートワーク・ワーケーションに対応した設備導入  
(通信環境や事務機器の整備等)
- 大浴場等への混雑状況表示システムの導入
- 部屋食対応のための配膳機器導入
- 密を回避した新たなサービス提供  
(屋外空間の新たな活用など)
- 露天風呂付客室への改修や貸切風呂の設置

#### 非対面・非接触のサービス導入

- 自動精算機の導入
- 非対面型チェックインシステムの導入
- キャッシュレス決済の導入
- キーレスエントリーシステムの導入

#### 飛沫感染・接触感染防止

- 蓋付き洋式トイレへの改修
- 共用トイレの自動手洗い設備への改修
- 自動ドアへの改修
- フロント等への飛沫感染防止パネルの設置

#### 宿泊者の検温

- フロント等へのサーモグラフィの設置
- フロント等への非接触型体温計の整備

#### 換気・空気清浄の実施

- 換気装置の導入
- 窓、網戸の設置
- 空気清浄機の設置

#### 感染拡大防止対策の普及啓発等

- 宿泊者に感染拡大防止対策を促すための館内掲示
- 従業員への感染防止対策研修の実施
- 専門家への感染拡大防止対策の相談

※上記は事業例であり、対象事業に合致するその他の事業も申請可能です。

※補助対象となるかは、個別の事業計画を審査し決定します。

## 補助対象施設

旅館業法の営業許可を受け、以下①または②の営業を行う山口県内の宿泊施設

- ① 旅館・ホテル営業（旅館業法第2条第2項）
- ② 簡易宿所営業（旅館業法第2条第3項）

※店舗型性風俗特殊営業を営む施設は対象外です。

※住宅宿泊事業法の届出のみの施設は対象外です。

## 補助対象期間

令和2年4月16日(木)～令和3年3月10日(水)

※補助対象期間より前に着手したものや、補助対象期間内に実績報告ができないもの（支払いを含めて事業が完了していないもの）は、補助対象とはなりません。

## 補助対象経費

事業を実施するために必要な、備品購入費（消耗品を除く）、  
施設整備費、委託費、謝金、旅費等

ただし、以下の経費については対象外です。

### 補助対象外経費

#### ●消費税及び地方消費税額

（消費税法における納税義務者とならない事業者\*  
などを除く）

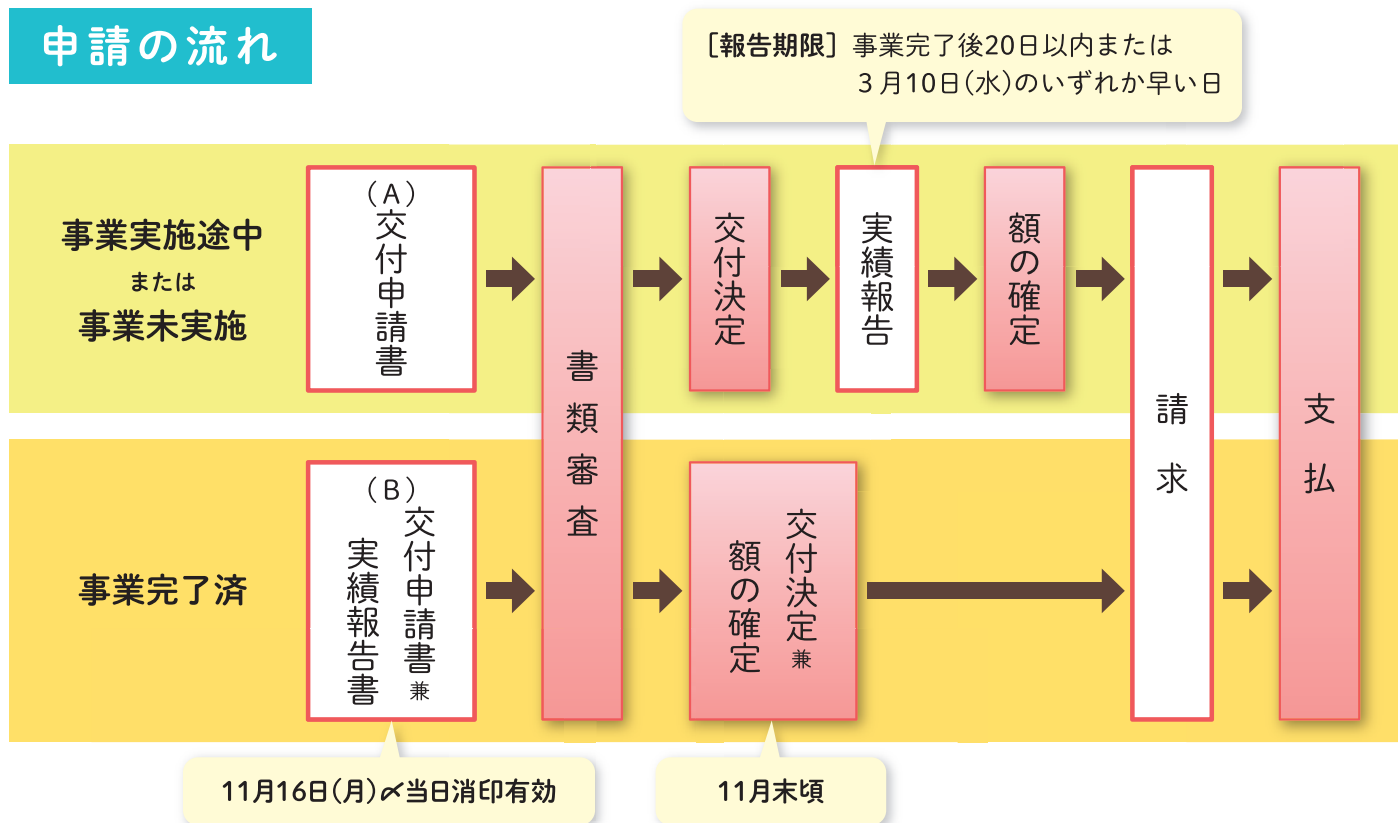
※補助事業終了後、消費税等の確定申告に伴う  
報告書の提出が必要です。

- 申請する事業計画に対し、別途、国、県、市町等からの補助金、助成金、委託費等を受給したもの、又は受給予定がある場合の当該経費

#### ●その他、対象経費と認めがたい経費

マスク・消毒液等の消耗品の購入費、人件費、  
食材費、施設または設備等の維持及び運用の  
経費、水道光熱費、家賃（保証金・共益費・地代  
含む）、リース代、保険料、交際費（飲食・接待）、  
公租公課、広告宣伝費、当該補助制度の目的と  
整合性がない経費等

## 申請の流れ



## 提出資料

提出書類	備考
(1) 様式第1号 「交付申請書」または「交付申請書兼実績報告書」	● 事業実施途中または事業未実施 ⇒申請書内 (A) にチェック <input checked="" type="checkbox"/>
(2) 別紙 (様式第1号関係書類) 「事業計画書」または「事業実績報告書」	● 事業完了済 ⇒申請書内 (B) にチェック <input checked="" type="checkbox"/>
(3) 旅館業営業許可書の写し	種別の記載があるもの ※1
(4) 未納がないことの証明 (国税・県税)	※1 ※2
(5) 見積書等の実施予定事業の内容・金額が分かる書類の写し	請求書・納品書等の写しでも可
(6) 着工前の写真 (工事を伴う場合)	着手済事業で写真が残っていない場合は提出不要
(7) 領収書の写し等の支出を証明する書類	事業完了済の場合のみ
(8) 完成後の写真 (工事を伴う場合)	事業完了済の場合のみ

※1 「観光客受入環境整備緊急対策事業補助金」(6月10日募集開始)の申請において提出済の施設については省略可

※2 国税の証明書は税務署、県税の証明書は県税事務所で交付を請求してください

国税の証明は個人の場合は「その3の2」法人の場合は「その3の3」を請求してください

## 提出方法・提出先

以下の提出先まで、郵送または持参により提出

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県観光スポーツ文化インバウンド推進室

詳細については以下のページに掲載の交付要綱・応募要領等をご確認ください  
(HP) <https://www.oidemase.or.jp/news/reverseoffensive2020/>

